

答申される登録(国登録有形文化財)候補物件の概要

今回、答申される登録候補物件の概要は、以下のとおりです。(※下線は用語解説あり)

旧尾上家住宅(小倉屋)主屋 1件

(1) 名称

旧尾上家住宅(小倉屋)主屋[きゅうおのえけじゅうたく(こくらや)おもや]

(2) 所在地

姫路市堺町30

(3) 概要

旧尾上家住宅(小倉屋)は、旧姫路城下町東部の堺町に所在する。堺町は、姫路城の外曲輪内に位置する町人町で、町内中央を貫通する野里街道の両側に多くの商家が軒を連ねていた。当地を含む野里街道周辺は、昭和20年(1945)の姫路大空襲時にも被害を受けず、江戸期のものを含む古い町屋が多く残ったことから、現在も姫路城の城下町らしさをとどめる貴重なエリアとなっており、世界遺産姫路城のバッファゾーンに含まれている。

尾上家は、「小倉屋」の屋号で金物商などを営んだ商家で、万治3年(1660)の『堺町地子銀帳』に「小くらや市兵衛」の名が記載されるなど、代々「市兵衛(又は市平)」を襲名しながら、古くから当地で商売をしていたことが確認されている。江戸時代初期から12代続いたとされ、近世～近代を通じて堺町で最も広い地所を所有する有力商人であり、堺町町年寄等を務めたほか、近代にも西播金物商業組合の設立発起人・理事長を務め、飾磨郡連合町村会議員、姫路市議会議員なども歴任している。旧尾上家住宅の土地建物は、12代市平の没後、マンション建設に伴う取り壊し危機にあったが、令和3年に現所有者が購入した。3年余りにわたる改修工事を経て、令和6年より喫茶とフリースペース等を複合した商業施設として活用している。



外観 西面



内部 南側土間

◆主屋：寛政7年(1795)建設／大正前期、昭和後期、令和6年改修

野里街道に西面する旧金物商の主屋。木造つし二階建て、切妻造り本瓦葺き、平入りで、正面及び背面に棧瓦葺きの下屋を設け、屋根の棟高さを南北でずらし、南棟に煙出しを載せる。

平面は、北側に2列の部屋を並べて南側は広い通り土間とする。外壁は、正面2階を漆喰塗として角格子付き虫籠窓を3つ配置する。その他外壁は板張りを主とする。

姫路城下に現存する江戸後期に遡る貴重な町屋建築で、高さの低い表構えが近世城下町の様相を伝えるものとして、「造形の規範となっているもの」と評価された。

細部解説：近年の改修にて、大黒柱に留めてあった木札に「寛政7年」と記されていることが発見された。

内部は、表にミセ、奥に実用的な居室を配置して、床付の座敷を別棟で建てていた。また、柱の大部分を通し柱とするなど、姫路城下における上層商家の建築構成の一端を窺い知ることが出来る貴重な遺構である。



内部 ミセ(北面)

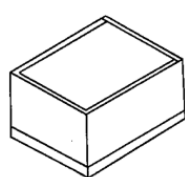


外観 東面

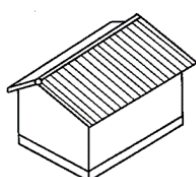
<参考>

※用語解説	
外曲輪(そとくるわ)	曲輪とは、堀や土塁などで区画された空間をいう。姫路城の場合、堀を三重に回して区画した内・中・外の三重の曲輪で構成し、外曲輪は、外縁部に武家地を、西国街道及び野里街道沿いに町人地を配していた。
バッファゾーン	世界遺産構成資産の効果的な保護のため、その周囲に設けられる緩衝地帯のこと。
地子銀(じしぎん)	土地に課せられる税を銀で納めたもの。
つし二階(にかい)	街路側の屋根軒高さを低く抑えた二階建てのこと。
切妻(きりづま)造り	切妻屋根(棟を頂点としてふたつの傾斜面が合わさった山形の屋根)とした建物の形式。傾斜の付いた屋根側を平側、その端側を妻側という。
本瓦葺(ほんがわらぶ)き	丸瓦と平瓦を交互に組み合わせた屋根の葺き方。
棧瓦葺(さんがわらぶ)き	丸瓦と平瓦を一つにした「棧瓦」を使用した屋根の葺き方。
下屋(げや)	主屋に差し掛けて作られた、一段下げた位置に設けられる屋根。
煙出(けむりだ)し	内部の煙を排出するために設けた、煙の出口。
虫籠窓(むしこまど)	虫籠のように堅格子を入れた窓の形式。町屋などに見られる。
ミセ	商品を陳列して売る場所。商店。棚。
通し柱(とおしばしら)	土台から軒まで通った継ぎ目のない柱のこと。

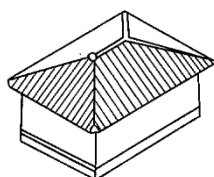
屋根の形式 ー建築用語図解辞典よりー(■ 今回関連の図)



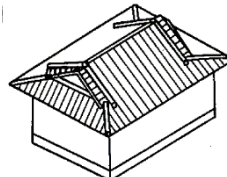
陸屋根



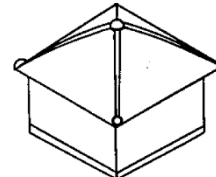
■切妻屋根



寄棟屋根



入母屋屋根



宝形屋根